

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (1世帯あたり10万円) は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

支給対象となる世帯

世帯全員の令和4年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は除く

※既に本給付金の支給を受けた世帯は除く

支給手続きは裏面をご確認ください。

お問い合わせ

【 内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター 】

☎ **0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00(土/日/祝日を除く)

【 台東区住民税非課税世帯等
臨時特別給付金コールセンター 】

☎ **0120-000-573**

受付時間 8:30～17:15(土/日/祝日を除く)

給付金の手続き

確認書の記載内容をご確認いただき、
同封されている返信用封筒に入れて、返送してください。

※確認書のQRコードから電子申請も可能です。



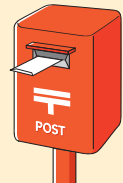
① 「**■ 振込先および金額**」欄に記載された支給口座に誤りがないか
確認してください。

※支給口座が記載されていない場合又は記載された口座以外に振込を希望する場合は、裏面**1**にご希望の振込口座を記入し、本人確認書類・口座確認書類の写しを添付してください。

② 「**■ 確認事項**」の同意が必要です。

確認日・連絡先・ご署名(世帯主氏名)をお願いします。

③ 同封されている返信用封筒に入れて、返送してください。



提出書類について



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書
必要事項をご記入ください。

全員



本人確認書類の写し(コピー)

確認書裏面**1 2 3**のいずれかに記載した方

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート、在留カード等の写し(コピー)を確認書裏面に添付してください。

※代理で確認(受給)を行う場合は、本人・代理人それぞれの本人確認の写しと
代理人たる資格を確認できる書類の写しも添付してください。

(●親権者や親族の場合…戸籍謄本 ●成年後見人の場合…登記事項証明書(審判書でも可)の写し)



振込口座が確認できる書類の写し(コピー)

確認書裏面**1**に記載した方

金融機関名・口座番号・口座名義人(フリガナ)を確認できる通帳のコピー、
またはキャッシュカードのコピーを確認書裏面に添付してください。

◆ 給付金の支給時期 >>> 台東区が確認書を受理した日から4週間後が目安です。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

